

平成14年6月12日

株主各位

大阪府中央区北浜二丁目4番6号

大阪証券金融株式会社

取締役社長 大津隆文

## 第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますからご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、来る平成14年6月26日（水曜日）までに当社に到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

日 時 平成14年6月27日（木曜日）午前10時

会 場 大阪府中央区北浜二丁目4番6号 大証金ビルディング6階会議室

会議の目的事項

報告事項 第88期（自平成13年4月1日  
至平成14年3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書  
報告の件

決議事項

第1号議案 第88期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第3号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」に記載のとおりであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 退任監査役に退職慰労金贈呈の件

以 上

（ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませますようお願い申し上げます。 ）

## 営業報告書（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）

### 1 営業の概況

#### (1) 営業の経過および成果

当期のわが国経済は、政府の景気対策や一段の金融緩和策の実施にもかかわらず、雇用環境の悪化による個人消費の低迷に加え、民間設備投資も減少に転じるなど、民間需要に回復の兆しが見えない中、景況感は厳しい状況のまま推移しました。

株式市況につきましては、小泉内閣の構造改革に対する期待から堅調にスタートした日経平均株価は、5月上旬に1万4千円台半ばまで上昇したものの、その後は企業業績に対する先行き不安から続落商状となり、9月には米国同時多発テロの影響を受け、ほぼ17年ぶりに1万円を割り込みました。下期入り後も冴えない展開となりましたが、期末にかけては空売り規制強化などもあってやや水準を戻しました。

この間、大阪市場における制度信用取引買残高は、6月中旬に1,000億円台を回復した後、株式市況の不振を映してほぼ減少基調に推移し、期末には670億円台となりました。

このような情勢下でありまして、当社の資金運用残高は、貸借取引貸付金をはじめ貸付金残高が減少しましたものの、現金担保付貸債券取引等の大幅増加から2,325億円と前期に比べ260億円の増加となりました。

当期の営業収益は、貸付金利息の減収に対し、有価証券貸付料が大幅に増加しましたことから45億8千万円と前期に比べ8億1千9百万円の増収となりました。一方、営業費用は、有価証券借入料の増加を主因に5億6千8百万円の増加となりましたほか、一般管理費も4億4千6百万円増加し、経常利益は1億3千8百万円と前期に比べ1億4千7百万円の減益となりました。こうした動きを受けて、当期利益は前期に比べ1億5千7百万円減益の1億5千万円となりました。

## (2) 種類別貸出等状況

### 貸借取引貸付

貸借取引貸付におきましては、平成13年7月より、調達が困難な貸株超過銘柄について特別品貸料率の適用を開始したほか、本年2月より、金融庁による「信用・貸借取引制度の見直し」への対応として、貸株利用等に関する注意喚起通知等を機動的に実施するなど、制度のより円滑な運営に努めてまいりました。

また一方では、本年3月、当社のインターネット取引システム「OSFカスタネット」に貸借取引申込機能を追加し、取引先との事務効率向上を図りました。

貸借取引貸付金の期中平均残高は、信用取引買残高の大幅減少から前期に比べ345億円減の396億円となりましたが、一方で貸借取引貸付有価証券の期中平均残高は、前期に比べ151億円増の370億円となりました。この結果、貸借取引貸付業務にかかる収入は、貸株超過銘柄が増えたことによる有価証券貸付料の大幅増加から、前期に比べ76.4%増収の22億4千2百万円となりました。

### 証券会社向け貸付

証券会社向け貸付におきましては、一般貸付、公社債貸付とともに返済が相次ぎましたことから、期中平均残高は前期に比べ211億円減の115億円となり、その収入は前期に比べ55.0%減収の9千5百万円となりました。

### 一般投資家向け貸付

一般投資家向け貸付におきましては、平成13年12月より、保振株での担保受入を可能とし、来店を必要としない通信取引「コムストックローン」の取扱いを開始しました。

貸付金の期中平均残高は、株式市況の不振から低調裡に推移、前期に比べ22億円減の354億円となり、その収入は前期に比べ9.1%減収の11億9千2百万円となりました。

### 債券貸借取引

債券貸借取引におきましては、下期にかけて借入需要が膨らみ、成約額は前期に比べ1兆1,189億円増の3兆5,369億円となり、その収入は前期に比べ7.7%増収の3億3千1百万円となりました。

### 一般貸株

一般貸株におきましては、ナスダック・ジャパン市場や店頭市場銘柄についても貸株業務の充実に努めるなど、貸株ニーズに対し積極的な対応を図ってまいりました。

取扱額は外国証券会社中心に借入需要が増加し、前期に比べ952億円増の4,413億円となりましたが、その収入は前期に比べ2.6%減収の2億1千万円となりました。

### (3) 会社が対処すべき課題

わが国経済は、輸出や生産の一部に下げ止まり傾向があるものの、個人消費や設備投資には依然として改善の兆しがみられないなど、引続き楽観を許されない状況が続くものと見込まれます。

証券・金融界におきましては、IT（情報通信技術）化の進展によるネット取引のさらなる拡大が見込まれるなど、顧客ニーズへの迅速な対応を目指して競争は一段と激しさをましております。

また、統一清算機関の創設など証券決済制度改革の動きも具体化しております。

当社といたしましては、このような環境変化に即応するとともに、これをビジネスチャンスとして捉え、証券界や一般投資家のニーズに迅速かつ的確に対応し、安定的な収益基盤の確立をめざしてまいります。併せて内部管理面におきましても、引続きリスク管理体制の強化とコスト意識の徹底を図り、スリムで強靱な企業体質づくりに努め、今後とも証券金融の専門機関として主導的な役割を果たしつつ、事業のさらなる発展に努力していく所存であります。

株主各位におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (4) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 85 期 (自平成10年4月1日 至平成11年3月31日)	第 86 期 (自平成11年4月1日 至平成12年3月31日)	第 87 期 (自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)	第88期(当期) (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
営 業 収 益	6,536 百万円	4,312 百万円	3,761 百万円	4,580 百万円
経 常 利 益	851 百万円	1,026 百万円	286 百万円	138 百万円
当 期 利 益	412 百万円	580 百万円	307 百万円	150 百万円
1株当たり当期利益	10.32 円	14.51 円	7.68 円	3.76 円
純資産(株主資本)	23,927 百万円	24,558 百万円	24,515 百万円	24,050 百万円

- (注) 1. 1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。(第88期より自己株式を控除して算出しております。)
2. 第87期の減収は貸付金利息と有価証券貸付料の大幅減少によるものです。減益は営業利益の減益および営業外損益の減益によるものです。  
第88期は1営業の概況(1)営業の経過および成果に記述のとおりです。

## 2 会 社 の 概 況 (平成14年3月31日現在)

### (1) 主な事業の内容

当社は、証券取引法に基づく免許を受けた証券金融の専門機関であり、証券会社および一般投資家に対して有価証券を担保に次のような貸付と、証券会社および銀行等取引参加者に対し債券の貸借仲介業務ならびに証券会社に対し一般貸株業務を行っております。

#### 貸借取引貸付

当貸付は、大阪証券取引所の取引参加者である証券会社に対し、信用取引等にかかる普通取引の決済に必要な金銭または株券等を同所の決済機構を通じて貸し付けるものであります。

#### 証券会社向け貸付

当貸付は、証券会社に対し、営業に伴って必要とする運転資金および公社債の引受、売買に伴って必要とする資金を貸し付けるものであります。

#### 一般投資家向け貸付

当貸付は、一般投資家に対し、株式および公社債の購入、保有等のために必要とする資金を貸し付けるものであります。

#### 債券貸借仲介業務

当業務は、証券会社および銀行等取引参加者から債券の借入または貸付の別に対象銘柄のうち希望する銘柄、数量、期間、貸借料率等の申込を受け、その申込に基づき付合せを行い、当社が借入先、貸付先のそれぞれ相手方となって約定を成立させ、債券の貸借を仲介するものであります。

#### 一般貸株業務

当業務は、証券会社に対し、担保を徴し売買等に伴って必要とする株券等を貸し付けるものであります。

### (2) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	96,000千株
発行済株式の総数	40,000千株
株 主 数	3,908名

## 大 株 主

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持株比率	持 株 数	持株比率
野村土地建物株式会社	4,869 千株	12.1 %	千株	%
株式会社 大阪証券取引所	2,293	5.7		
野村証券株式会社	2,024	5.0		
株式会社 大和銀行	1,666	4.1		
株式会社 富士銀行	1,666	4.1		
株式会社 U F J 銀行	1,666	4.1		
株式会社 三井住友銀行	1,665	4.1	611	0.0
U F J 信託銀行株式会社(信託口)	1,493	3.7		
財団法人 資本市場振興財団	843	2.1		
日興コーディアル証券株式会社	835	2.0		

- (注) 1. 当社の大株主への出資状況における持株比率は、当該株主発行の優先株式を除いて算出してあります。
2. 当社は、野村証券株式会社の持株会社である野村ホールディングス株式会社の株式448株(持株比率0.0%)を保有しております。
3. 当社は、株式会社大和銀行の持株会社である株式会社大和銀ホールディングスの株式4,410千株(持株比率0.0%)を保有しております。
4. 当社は、株式会社富士銀行の持株会社である株式会社みずほホールディングスの株式631.65株(持株比率0.0%)を保有しております。なお、株式会社富士銀行は、株式会社日本興業銀行および株式会社第一勧業銀行とともに会社分割・合併を行い、平成14年4月1日付で株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社みずほ銀行となっております。
5. 当社は、株式会社U F J 銀行の持株会社である株式会社U F J ホールディングスの株式263.01株(持株比率0.0%)を保有しております。

### 自己株式の取得・処分等および保有

#### 取得株式

旧消却特例法および定款の定めによる取締役会決議に基づく取得

(利益消却目的)

普通株式 283,000株

取得価額の総額 52,988千円

単元未満株式(単元未満株式を含む)の買取りによる取得

普通株式 9,906株

取得価額の総額 2,137千円

処分株式

普通株式 7,000株

処分価額の総額 1,584千円

決算期における保有株式

普通株式 286,640株

### (3) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	56名	4名 減	43歳0月	19年 1月
女 性	23名	3名 減	33歳2月	12年10月
合 計	79名	7名 減	40歳2月	17年 3月

### (4) 企業結合の状況

#### 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主 な 事 業 内 容
株式会社 大証金ビルディング	百万円 60	100 %	不動産の所有、売買、貸借、管理、 保険代理およびリース業務等

#### 企業結合の成果

連結対象会社は、子会社である株式会社大証金ビルディング、大阪電子計算株式会社の計2社であります。

また、持分法適用会社は、株式会社だいこう証券ビジネスのほか株式会社オーディーケイ情報システム、株式会社だいこうエンタープライズの計3社であります。

なお、株式会社オーディーケイ情報システムは出資比率の低下に伴い、当期より連結対象会社から持分法適用会社となり、株式会社だいこうエンタープライズは、重要性が増したため、当期より持分法適用会社となっております。

当期の連結営業収益は95億1千万円、連結当期純損失は1千4百万円であります。

## (5) 主要な借入先

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式	
		千株	%
住友信託銀行株式会社	30,000 百万円		
農林中央金庫	7,000		
株式会社大和銀行	6,500	1,666	4.1
株式会社だいこう証券ビジネス	5,000	395	0.9
株式会社富士銀行	1,500	1,666	4.1
株式会社東京三菱銀行	1,000	333	0.8
株式会社新生銀行	1,000	36	0.0
日本証券金融株式会社	552	19	0.0

- (注) 1. 日本証券金融株式会社からの借入れは、日本共同証券財団の資金を、同社を経由して借り入れているものであります。
2. 株式会社富士銀行は、株式会社日本興業銀行および株式会社第一勧業銀行とともに会社分割・合併を行い、平成14年4月1日付で株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社みずほ銀行となっております。

## (6) 営業所

本店	大阪市中央区北浜二丁目4番6号
東京支店	東京都中央区日本橋兜町13番1号
京都支店	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町66番地
神戸支店	神戸市中央区播磨町49番地
広島支店	広島市中区紙屋町一丁目3番2号



## (7) 取締役および監査役

取締役社長	大津隆文
専務取締役(総括、検査室担当)	鈴木茂
常務取締役(資金証券部、東京支店担当 資金証券部関係)	中川淳一
常務取締役(企画総務部担当)	竹内康夫
常務取締役(営業部、支店担当 東京支店資金証券部関係を除く)	岡田耕治
取締役(有価証券貸借担当)	久場直美
取締役(株式会社大阪証券取引所取締役社長)	巽悟朗
取締役(コスモ証券株式会社取締役社長)	村上朝昭
取締役	徳岡宏信
取締役(大和銀総合管理株式会社取締役社長)	長岡壽男
常任監査役(常勤)	松本邦紀
監査役	大石孝雄
監査役	谷本健治

- (注) 1. 印は代表取締役であります。
2. 監査役 大石孝雄、谷本健治の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当期中の取締役、監査役の異動は、次のとおりであります。
- (1) 就任
- ・平成13年6月28日開催の第87回定時株主総会において、久場直美、村上朝昭、長岡壽男の各氏は取締役に、谷本健治氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。また、同日開催の取締役会において、常務取締役に竹内康夫、岡田耕治の両氏が新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 退任
- ・平成13年6月28日開催の第87回定時株主総会終結のときをもって、専務取締役 川野悦央、取締役 廣田元孝、片山通夫、福山淳一、小河原三郎、監査役 松井義郎の各氏は任期満了となり退任いたしました。

## 貸借対照表 (平成14年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,201,547,411	流動負債	1,194,828,015
現金・預金	32,562,521	コールマネー	65,000,000
有価証券	31,211,475	売渡手形	28,300,000
貸借取引貸付金	37,273,632	短期借入金	56,277,000
一般貸付金	37,202,623	コマニシャル・ペーパー	13,000,000
公社債貸付金	1,800,880	未払金	5,204
その他の貸付金	13,000	未払法人税等	85,633
貸付有価証券	319,439,775	未払費用	314,219
保管有価証券	330,711,510	賞与引当金	63,000
寄託有価証券	51,260,326	担保	3,688,156
前払費用	4,638	貸付有価証券代り金	326,522,963
借入有価証券代り金	359,660,385	預り金	34,204
繰延税金資産	41,738	担保有価証券	80,911,096
その他の流動資産	439,904	預り有価証券	2,051
貸倒引当金	75,000	借入有価証券	615,076,757
固定資産	18,385,410	貸付有価証券見返	5,421,707
有形固定資産	331,272	その他の流動負債	126,021
建物	72,454	固定負債	1,054,595
備品および器具	96,741	長期借入金	500,000
土地	162,076	退職給付引当金	332,000
無形固定資産	885,382	役員退職慰労引当金	211,900
ソフトウェア	882,036	その他の固定負債	10,695
電話加入権	3,345	負債合計	1,195,882,610
投資等	17,168,755	資 本 の 部	
投資有価証券	14,714,075	資本金	3,500,000
子会社株式	60,000	法定準備金	2,503,866
長期貸付金	1,509,994	資本準備金	1,729,766
繰延税金資産	571,795	利益準備金	774,100
その他の投資	793,890	剰余金	18,401,944
貸倒引当金	481,000	任意積立金	17,224,000
資産合計	1,219,932,821	配当準備積立金	1,144,000
		別途積立金	16,080,000
		当期末処分利益	1,177,944
		(うち当期利益)	( 150,106)
		評価差額金	301,909
		その他有価証券評価差額金	301,909
		自己株式	53,691
		資本合計	24,050,211
		負債・資本合計	1,219,932,821

- (注) 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 有形固定資産の減価償却累計額…………… 246,022千円
- 3 リースにより使用する重要な固定資産  
貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ機器およびその周辺機器については、リース契約により使用しております。
- 4 担保に供している資産  
有価証券…………… 6,662,340千円 保管有価証券…………… 76,307,030千円  
寄託有価証券…………… 2,697,016千円 投資有価証券…………… 3,775,620千円  
上記のほか、一般貸付金等にかかる受入担保有価証券 84,008,584千円のうち 22,786,736千円を担保に供しております。
- 5 子会社に対する短期金銭債権 13,000千円、長期金銭債権 1,563,966千円、  
長期金銭債務 9,300千円
- 6 1株当たり当期利益 3円76銭

## 損 益 計 算 書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月 31日)

科 目		金	額	
経 常 損 益	営 業	営 業 収 益 貸 付 金 利 息 借 入 有 価 証 券 代 理 金 利 息 受 取 手 数 料 有 価 証 券 貸 付 料	千円 4,580,256 千円 1,540,826 510,976 48,972 2,479,482	
	損	営 業 費 用 借 入 金 支 払 利 息 コマーシャル・ペーパー利息 貸付有価証券代り金利息 預り金支払利息 有価証券借入料 支 払 手 数 料	2,508,786 48,188 7,330 62,267 516 2,251,436 139,047	
	益	一 般 管 理 費	2,239,548	
	営 業 損 失		168,077	
	損 益	営 業 外	営 業 外 収 益 受 取 利 息 有 価 証 券 利 息 株 式 配 当 金 失 念 株 配 当 金 そ の 他 の 営 業 外 収 益	401,667 45,900 221,132 71,356 10,687 52,589
		損 益	営 業 外 費 用 支 払 利 息 そ の 他 の 営 業 外 費 用	94,660 92,482 2,178
		経 常 利 益		138,928
	特 別 損 益	特 別	特 別 利 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益	524,767 524,767
		損 益	特 別 損 失 投 資 有 価 証 券 売 却 損 投 資 有 価 証 券 評 価 損 投 資 信 託 解 約 損 そ の 他 の 投 資 評 価 損 退 職 給 付 費 用	426,043 179,007 53,804 65,764 78,654 48,814
	税 引 前 当 期 利 益		237,652	
法人税、住民税および事業税		116,198		
法人税等調整額		28,653		
当 期 利 益		150,106		
前 期 繰 越 利 益		1,027,837		
当 期 未 処 分 利 益		1,177,944		

- (注) 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。  
2 子会社への営業費用 136,256千円  
子会社との営業取引以外の取引高 65,076千円  
3 退職給付に係る年金資産の時価下落相当分 48,814千円は、特別損失として計上しております。

## 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
  - 子会社株式および関連会社株式... 移動平均法による原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
    - 時価のないもの... 移動平均法による原価法
- 2 固定資産の減価償却方法
  - (1) 有形固定資産
    - 定率法 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、一部陳腐化の著しい固定資産については、見積耐用年数によっております。
  - (2) 無形固定資産
    - 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。
- 3 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金
    - 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金
    - 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。
  - (3) 退職給付引当金
    - 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
  - (4) 役員退職慰労引当金
    - 役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は商法第287条ノ2に該当します。
- 4 リース取引の処理方法
  - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 5 消費税等の処理方法
  - 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
  - ただし、資産に係る控除対象外消費税は、発生事業年度の期間費用としております。

### [表示方法の変更]

従来「支払手数料」に含めて表示しておりました計算事務委託にかかる「計算代行手数料」は、当期から「一般管理費」に含めて表示しております。

なお、前期の「支払手数料」に含めて表示しておりました当該金額は324,246千円、当期の「一般管理費」に含めて表示しております金額は370,648千円であります。

### [追加情報]

#### (金融商品会計)

当期から、その他有価証券のうち、時価のあるものの評価の方法について、金融商品に係る会計基準（「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成11年1月22日））を適用しております。

この結果、有価証券は7,939千円、投資有価証券は512,593千円それぞれ減少し、繰延税金資産は218,623千円増加したため、その他有価証券評価差額金 301,909千円を計上しております。

#### (自己株式)

前期まで流動資産に掲記しておりました「自己株式」は、当期より資本に対する控除項目として、資本の部の末尾に表示しております。

## 利 益 処 分 案

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	1,177,944,584 <sup>円</sup>
これを次のとおり処分します。	
株 主 配 当 金 1 株につき 6 円	238,280,160
役 員 賞 与 金 (う ち 監 査 役 分)	10,000,000 ( 1,500,000)
次 期 繰 越 利 益	929,664,424

## 監 査 報 告 書

平成14年5月15日

大阪証券金融株式会社

取締役社長 大津 隆文 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 松田 紘典 印  
関与社員

関与社員 公認会計士 小竹 伸幸 印

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、大阪証券金融株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第88期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、この監査手続は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 当社の会計監査人は、平成13年7月1日をもって法人名称を「監査法人太田昭和センチュリー」から「新日本監査法人」に変更いたしました。

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第88期営業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聞き、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および支店において実地調査を行い、子会社に対し定期的に営業の報告を求め、会計監査人から随時監査に関する報告を受け、また計算書類等につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか必要に応じて当該取引の状況を詳細に調査しました。

### 2 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案については、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益の供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても、取締役の義務違反は認められません。

平成 14 年 5 月 22 日

大阪証券金融株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 松本邦紀 印

監査役 大石孝雄 印

監査役 谷本健治 印

(注) 監査役 大石孝雄および監査役 谷本健治は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 議決権行使についての参考書類

### 1 総株主の議決権の数

38,590個

### 2 議案および参考事項

#### 第1号議案 第88期利益処分案承認の件

本議案の内容は、13頁に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、当社をとりまく環境が依然として厳しい折ではありますが、企業体質強化のため内部留保の充実に努めつつ、安定した配当の維持にも意を用い、株主配当金につきましては、1株につき6円といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### (1) 変更の理由

「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年 法律第79号)が平成13年10月1日付で施行され、額面株式の廃止、単元株制度の創設、「株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律」の廃止等の改正が行われました。

この改正に伴い、現行定款第5条(株式の総数および額面株式1株の金額)、第6条(株式の消却)、第7条(1単位の株式の数)、第8条(名義書換代理人)、第9条(株式取扱規則)、第16条(取締役の選任)および第27条(監査役の選任)について規定の削除あるいは字句の修正など所要の変更を行うものであります。

「商法等の一部を改正する法律」(平成13年 法律第128号)が平成14年4月1日付で施行されたことに伴い、現行定款第10条(基準日および株主名簿の閉鎖)、第14条(議決権の代理行使)および第35条(株主配当金)について所要の変更を行うものであります。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年 法律第149号)が平成14年5月1日付で施行されたことに伴い、現行定款第29条(監査役の任期)について所要の変更を行うものであります。

株主各位のご便宜をはかるため、株主名簿の閉鎖を行わないこととし、現行定款第10条(基準日および株主名簿の閉鎖)を変更するものであります。



現行定款第6条の削除により、現行定款第7条から第35条までを1条ずつ順次繰り上げるものであります。

前記の変更に伴い附則を新設するとともに、現行附則はすでに実施時期が経過しましたので、削除するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第2章 株式 (株式の総数および額面株式1株の金額) 第5条 当社が発行する株式の総数は、9,600万株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 2 当社の発行する株式は、すべて記名式とし、<u>額面株式の1株の金額は、50円とする。</u> (株式の消却) 第6条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>400万株を限度として、平成11年6月30日以降、利益による株式消却のために自己株式を取得することができる。</u> (1単位の株式の数) 第7条 当社の<u>1単位の株式の数は、1,000株とする。</u> 〔新設〕</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 〔略〕 3 当社の株主名簿および実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。 (株式取扱規則) 第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第2章 株式 (株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、9,600万株とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 〔削除〕</p> <p>〔削除〕</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u> 2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)にかかる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</u> (名義書換代理人) 第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 〔現行どおり〕 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。 (株式取扱規則) 第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する取扱い、<u>取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(基準日および株主名簿の閉鎖)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会において権利を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主とする。</p> <p>2 当社は、毎年4月1日から4月30日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。</p> <p>3 前2項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めまたは株主名簿の記載の変更を停止する。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 } [ 略 ]</p> <p>第13条 }</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を行使できる他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、代理人は、委任状を当会社に差し出さなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条 [ 略 ]</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権ある株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 [ 略 ]</p> <p>第17条 } [ 略 ]</p> <p>第25条 }</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 [ 略 ]</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権ある株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>第28条 [ 略 ]</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会において権利を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>[ 削除 ]</p> <p>2 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議をもってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 } [ 現行どおり ]</p> <p>第12条 }</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当社の議決権を行使できる他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に差し出さなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第14条 [ 現行どおり ]</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第15条 取締役は、株主総会で選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3 [ 現行どおり ]</p> <p>第16条 } [ 現行どおり ]</p> <p>第24条 }</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第25条 [ 現行どおり ]</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>第27条 [ 現行どおり ]</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 [ 略 ]</p> <p>第30条 } [ 略 ]</p> <p>第33条 }</p> <p>第6章 計算</p> <p>第34条 [ 略 ]</p> <p>(株主配当金)</p> <p>第35条 当社の株主配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主または登録質権者に支払う。ただし、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領のないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>附 則</p> <p>第5条第2項の変更、第6条の新設、第7条第3項および第8条の変更は、昭和57年10月1日から実施し、それまでの間は現行の第5条第2項、第6条、第7条第3項および第8条の規定を引きつづき適用する。</p> <p>[ 新 設 ]</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 [ 現行どおり ]</p> <p>第29条 } [ 現行どおり ]</p> <p>第32条 }</p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条 [ 現行どおり ]</p> <p>(株主配当金)</p> <p>第34条 当社の株主配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。ただし、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領のないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>[ 削 除 ]</p> <p>附 則</p> <p>第28条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>

### 第3号議案 自己株式取得の件

経営環境の変化に対応して、機動的な資本政策の遂行を可能とするために、商法第210条の規定に基づき、本総会終結のときから次期定時株主総会終結のときまでに、当社普通株式100万株、取得価額の総額2億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 松本邦紀氏は本総会終結のときをもって辞任されますので、その補充として監査役1名の選任をお願いしたいのであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴	当社株式 所有数	当社との 利害関係
伊藤俊示 (昭和24年1月2日生)	昭和46年4月 当社入社 平成9年6月 当社資金経理部長 平成12年12月 当社資金証券部長現在に至る	1,000株	なし

#### 第5号議案 退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本総会終結のときをもって監査役を辞任されます松本邦紀氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に基づき、従来の慣行を勘案のうえ、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法等は監査役の協議にご一任願いたいのであります。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
松本邦紀	平成11年6月 当社常任監査役就任現在に至る

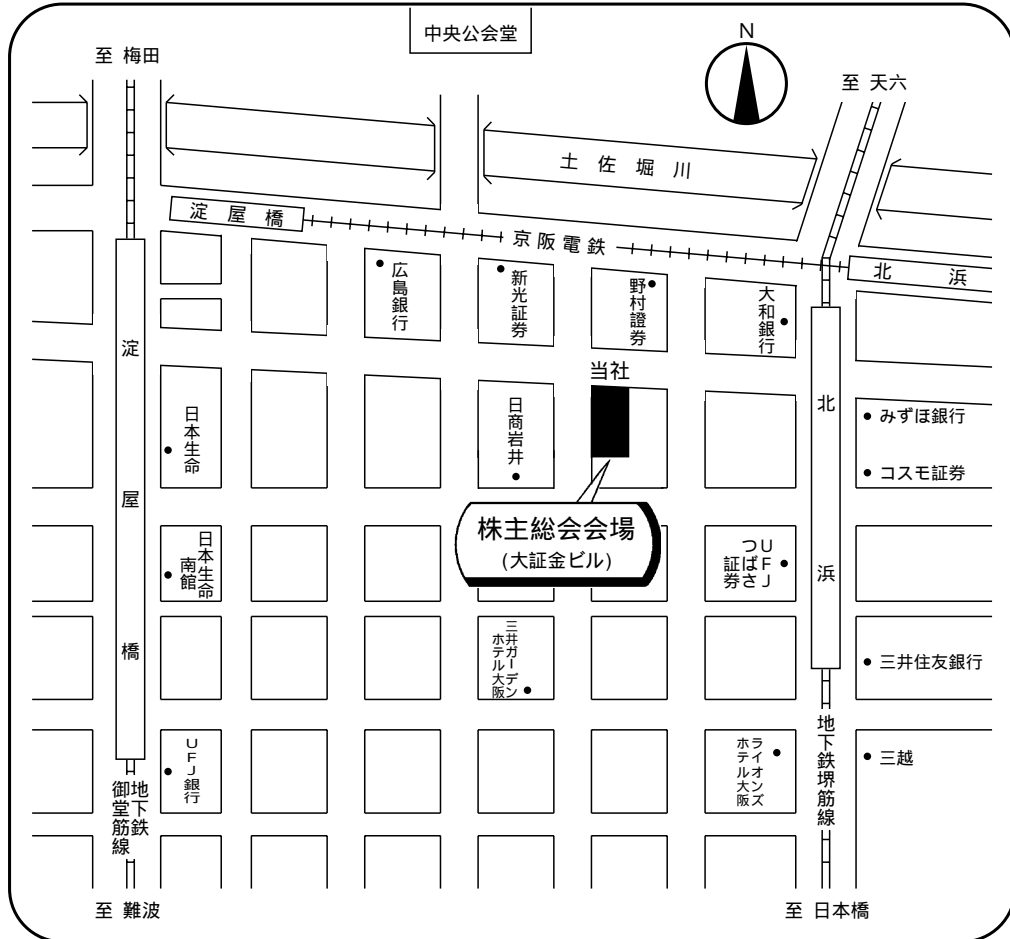
以上







# 株主総会会場ご案内略図



交通機関 京阪電鉄「北浜」下車 徒歩約5分  
 地下鉄(堺筋線)「北浜」下車 徒歩約5分  
 地下鉄(御堂筋線)「淀屋橋」下車 徒歩約10分

なお、駐車場の準備はいたしていませんので、あしからずご了承  
 下さいますようお願い申し上げます。